令和３年５月２１日

担当課　中小企業振興課地域経済係

内　線　３６６１、３６６８

直　通　６４３－３４２０

担　当　荻原、安森、山北

福岡県中小企業者等一時支援金は

５月３１日（月）までにお申し込みください！

緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した中小企業者等に対して、３月１５日（月）より、事業の継続を支援する「福岡県中小企業者等一時支援金」を給付しています。

　申請受付は５月３１日（月）までとなっていますので、申請をご検討されている事業者の皆様は、お早めに申請いただきますよう、お願いいたします。

１　申請方法

Ｗｅｂ上での申請を基本とします。

■申請先　http://www.ichijishienkin.pref.fukuoka.lg.jp

福岡県中小企業者等一時支援金

　Ｗｅｂ上での申請が困難な方のために、郵送での申請も受け付けます。

郵送申請書類をご希望の方は下記コールセンターへご連絡ください。

２　申請期間

申請受付は５月３１日（月）まで

＊対象期間（支援金の給付要件を判定する期間）は２０２１年１月～３月です。

３　お問い合わせ先

福岡県中小企業者等一時支援金　コールセンター（平日９時～１７時）

TEL：０１２０－１２３－０７１

０５７０－０１２－３７１